建設工事競争入札における一抜け方式について

袖ケ浦市

1 趣旨

本市では、建設工事の競争入札において中小企業の受注機会の確保及び工事の品質確保に資することを趣旨として、「袖ケ浦市建設工事競争入札における一抜け方式取扱要領（平成24年10月1日施行）」に基づく一抜け方式による入札を実施します。

2 一抜け方式とは

一抜け方式とは、競争入札において、該当する複数の工事の落札決定順位（開札の順番）をあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の工事から、落札者又は落札候補者となった者の他の工事の入札を無効とすることにより落札者を決定する入札方式です。

3 一抜け方式による落札者又は落札候補者の決定

一抜け方式では、あらかじめ定めた落札決定順位上位の工事から順に落札決定をします。上位の工事で落札者又は落札候補者となった者の入札は、下位の工事では無効となります。一抜け方式を適用する工事、落札決定順位は入札公告に明示します。

4 適用工事

一抜け方式を適用する工事は、工事の種類が同一で、同一日に公告し、かつ同一日に開札する工事のうち、以下の（1）又は（2）に該当するものとします。

（1）工期が重複する競争入札の近接工事又は分割発注工事

（2）その他市長が必要と認める工事

総合評価落札方式の場合は、上記の要件に加えて、価格以外の評価項目が同一の条件である工事を適用対象とします。

5 一抜け方式の注意点

（1）一抜け方式を適用する場合の落札決定順位は、設計金額の高い順となります。

（2）一抜け方式による入札を行うと参加業者が1者となる場合には、当該入札の競争性に鑑み、一抜け方式は適用せず、通常の競争入札により落札者又は落札候補者を決定します。

（3）一抜け方式を適用する工事であっても、当初から1者のみの入札であった場合は、一抜け方式を適用せず、通常の入札として取り扱います。

（4）一抜け方式を適用する工事に建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が落札者又は落札候補者となった場合は、以降の落札決定順位下位の工事においては、当該企業体及び当該企業体構成員のすべての者の入札を無効とします。

6 総合評価落札方式における技術提案等資料の提出について

参加を希望する工事のうち、落札決定順位が１番早い工事等にのみ技術提案等資料を提出し、その他の参加を希望する工事等については、別に定める「別紙 総合評価落札方式における技術提案等資料の提出状況について」のみを提出するものとします。

提出する技術提案等資料には、参加を希望する工事名称をすべて記載してください。また、参加を希望するすべての工事で各評価項目の申請点数は同一としてください。

記載イメージ

様式第１号

【特別簡易型A】

工事名：△△△工事（その1）
工事名：△△△工事（その2）
工事名：△△△工事（その3）
工種：〇〇

参加を希望する
すべての工事を記載

評価点算定資料一覧表

評価項目	細目	区分		
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	国・県等の実績	市町村等の実績	その他又は実
	袖ケ浦市所掌工事「工種：〇〇」における過去5か年度間の工事成績の平均点	平均点＿＿＿点　注1）		点数なし
	袖ケ浦市所掌工事「工種：〇〇」における過去5か年度間の優秀建設工事表彰（工事成績80点以上）	令和＿＿年度優秀建設工事表彰あり（令和＿＿年度完成工事）		な
	袖ケ浦市所掌工事における過去の不誠実な行為	過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	な

様式第３号

同 種 工 事 の 施 工 実 績

工事名：　△△△工事（その１）
△△△工事（その２）
△△△工事（その３）

参加を希望する
すべての工事を記載

会社名：

	発注者名	

7 一抜け方式のシミュレーション

工事3件を一つのグループとして制限付き一般競争入札（事後審査型）一抜け方式を実施した例。※総合評価落札方式の場合は、評価値による競争となる。

例 1　　（単位：千円）

	工事① 予定価格 70,000		工事② 予定価格 60,000		工事③ 予定価格 50,000	
入札者	金額	状況	金額	状況	金額	状況
A 者	65,000	落札候補者	55,000	無効	45,000	無効
B 者	66,000		55,000	落札候補者	45,000	無効
C 者	67,000		56,000		46,000	落札候補者
D 者	68,000		57,000		47,000	
E 者	69,000		59,000		48,000	

一抜け方式に基づき、A 者は工事②及び③の入札が無効となり、B 者は工事③の入札が無効となる。

例 2　　（単位：千円）

	工事① 予定価格 70,000		工事② 予定価格 60,000		工事③ 予定価格 50,000	
入札者	金額	状況	金額	状況	金額	状況
A 者	65,000	落札候補者 ⇒事後審査 「不適格」	55,000	無効	45,000	無効
B 者	66,000		55,000	落札候補者	45,000	無効
C 者	67,000		56,000		46,000	落札候補者
D 者	68,000	落札候補者	57,000		47,000	
E 者	69,000		59,000		48,000	

工事①において、A 者が事後審査「不適格」となった場合、次位の B 者、C者は工事②又は③で落札候補者となっているため、工事①の落札候補者とはなれず、D者が落札候補者となる。

例 3　　（単位：千円）

	工事① 予定価格 70,000		工事② 予定価格 60,000		工事③ 予定価格 50,000		
入札者	金額	状況	金額	状況	金額	状況	
A 者	65,000	落札候補者	55,000	無効	45,000	無効	
B 者	66,000		55,000	落札候補者	46,000	無効	
C 者	67,000		56,000		46,000	落札候補者	くじ順位 1 位
D 者	68,000		57,000		46,000		くじ順位 2 位
E 者	69,000		59,000		48,000		

工事③において、C 者、D 者の入札金額が同額のため、くじ引きにより落札候補者を決定する。C 者の事後審査が「不適格」となった場合は、D 者が落札候補者となる。